

【事案Ⅰ－１】契約（乗換）無効請求

・2025年5月2日 裁定終了

<事案の概要>

申立人が終身共済に付帯する「がん倍特約付全入院保障特約（以下「全入院保障特約」という。）」を「がん重点保障特約付医療共済（以下「医療共済」という。）」に乗り換えた後に「大腸ポリープの日帰り除去手術」を受けたところ、全入院保障特約よりも少ない手術共済金の額となることがわかり、乗換時に「虚偽記載、虚偽ないし不完全な説明及び禁止行為」があったとして、乗換前の全入院保障特約に戻し、手術共済金を支払うよう求めたもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、乗換後の医療共済の契約が法令を順守して締結されていないことからこれを取り消し、乗換前の全入院保障特約による手術共済金を支払え、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 受領書の署名は申立人の署名ではない。また、受領書にある設計書番号と実際の設計書番号が異なっており、虚偽記載である。さらに、意向確認書の控は受領していない。
- (2) 保障設計書には、「乗換制度とは、現在ご加入いただいている共済契約に付加されている入院特約を、保障をとぎれさせることなく、新しい医療共済へ変更（乗換）する制度です。」と記載されており、「変更（乗換）」とは「移る」という意味であるから、全入院保障特約は消滅していない。
- (3) 乗換により全入院保障特約が消滅するのなら、乗換契約の際、保障設計書とは別に、契約前後の共済金額、共済掛金、共済掛金の支払期間、旧契約の積立配当金、解約返戻金その他の重要事項を書面で比較し説明する必要があるはずだが、説明も受けてないし、書類も交付されていない。
- (4) 上記のような法律上禁止されている行為を用いて契約を締結した場合、詐欺にあたり共済契約自体を取り消すことができるため、申立ての趣旨の判断を求める。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、との裁定判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 受領書について、申立人は自分の署名ではなく、また虚偽記載などと主張している

が、そのような事実はない。

- (2) 受領書は契約の際に、成立した契約を契約者が内容を把握できるよう、被申立人担当者が手書きで作成・交付するものであり、契約者の署名は予定していない。また、保障設計書は提案段階で申立人に交付し、契約締結時に改めて保障設計書を交付したものであり、番号の相違に問題はない。
- (3) 新たに締結した医療共済が乗換後契約であることは、被申立人担当者が申立人に交付した保障設計書でも図解入りで説明しており、乗換前契約は消滅することも明記されている。
- (4) 意向確認書は被申立人への提出用のコピーであり、契約者控は被申立人担当者が契約締結の際に申立人に交付しており、申立人は当該書面の署名欄「上記の内容について確認しました。」に氏名を自署している。
- (5) 申立人は、医療共済乗換申込書の申込兼重要事項説明受（個人情報取扱同意）印、保障見直し設計書受領・確認印欄に自ら押印している。
- (6) 被申立人担当者は、本件の乗換契約締結に際して、必要な資料を提供し十分な説明をしている。申立人は、これに納得し医療共済乗換申込書に自ら署名・押印したのであるから乗換後の契約は完全に有効であり、全入院保障特約は消滅している。
- (7) 本件においては、被申立人には申立人が主張する「虚偽記載、虚偽ないし不完全な説明及び禁止行為」は全くないのであるから、申立人の主張に何の根拠もない。

＜裁定の概要＞

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

本件における主たる争点は、申立人と被申立人との間で、乗換後の医療共済契約が有効に成立しているか否かという点である。乗換後の手術共済金の額が下がってしまうことを申立人に説明しなかったとしても、共済が約款・事業規約契約である以上、これをもって、特段の理由がない限り詐欺に該当する違法性があるとは解されない。申立人は、被申立人の説明不足を強調するが、仮に被申立人が十分に説明できていなかったとしても、それは事務対応の在り方に関する問題であって、本件に関する限り、乗換後契約の有効性に関して問題はない。